

# 日ソ中立条約と独ソ開戦の間

千葉 功

はじめに

従来の研究で日ソ中立条約は、四国協商論、すなわち日本・ドイツ・イタリアの三国同盟にソ連を加えることでアメリカを力で封じ込めるといふ構想に基づき松岡洋右外相がヨーロッパ訪問を行ったものの、ドイツへの説得が不調に終わり空手で帰国するわけには行かなかつたため大幅な譲歩をしながら締結したもの、と考えられている。さらに、条約締結直後に四国協商論の前提となる独ソ間の平和が独ソ開戦によって崩れたために、松岡外交は破綻、以後日本は日米関係改善のため日米交渉へ向かう、という通説的流れが重視されてきた。このような流れは基本的に正しいものであるが、我々後世の者は日ソ中立条約締結直後に独ソが開戦したという結果を知っているが故に、往々日ソ中立

条約を独ソ開戦で語る向きがある。しかしながら、独ソ開戦による松岡外交の破綻と日ソ中立条約の意義を同一視することは、日ソ中立条約そのものが各方面に与えた衝撃を考える上で問題があるのではなからうか。よって、日ソ中立条約が与えた衝撃を考えるためにも、「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」を考えることが重要となる。

また、「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」を考えることは、別の意義もある。四国協商論によるアメリカの封じ込め↓独ソ開戦による松岡外交の破綻↓日米交渉への乗り出しという通説的流れは日米関係を軸にしており、日米関係以外の軸を補助線として引くことは、言うまでもなく意味のあることである。そして、「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」を考えることが、そのことを可能にしてくれるであろう。具体的な内容は本論に譲るが、陸軍の長老にして政界

の一中心たる宇垣一成の日記や、支那派遣軍総司令官として汪兆銘政権や重慶工作に直接かかわることとなった畑俊六の日記を中心として、近年公開されたロシアの外務省文書を使用した研究を参照しつつ、通常<sup>3</sup>の理解とは異なる側面を描き出してみたい。

## 一 日ソ中立条約と日ソ不可侵条約

まず、日ソ中立条約締結にいたる過程を簡単に説明する。

一九三一（昭和六）年、満州事変が勃発したために日ソ両軍はソ満国境で相對峙することとなり、日本がシベリア出兵に続いて再び極東ロシアへ軍事的冒険に乗り出しているのではないかと危惧したソ連は、一九三二（二年）、日ソ不可侵条約の締結を日本側に申し入れる。同時にソ連は、満州国領事官のモスクワ駐在を認容し、満州国を事実上承認する態度に出た。しかしながら、ソ連へ猜疑を抱く日本政府は、北洋漁業や北樺太利権といった懸案解決を優先すべきだとして、提議を拒絶してしま<sup>1</sup>う。

その後、一九三六年の日独防共協定の成立により、日ソ関係は急速に悪化する。ソ連は日本の利権に対する圧迫手

段を強化した一方、国境紛争事件が相次ぎ、一九三九年のノモンハン事件では全面戦争の一手手前まで近づく。しかしながら、ノモンハン事件の最中に独ソ間で不可侵条約が結ばれ、そのことが日ソの停戦を促す一原因ともなった。また、イギリスを対象とした日・独・ソ共同戦線の結成を目指したドイツは、日本に日ソ不可侵条約実現を働きかけることとなる<sup>5</sup>。

日本内部では、援蔣ルート<sup>4</sup>の切断をねらう陸海軍と「四国協商」案を唱えだした白鳥敏夫を始めとする外務省革新派によって日ソ不可侵条約の締結が主張されたが、親英米的、裏返せば反ソ的な内閣（阿部信行・米内光政）とその外相（野村吉三郎・有田八郎）の同意をとりつけるために、より軽度な政治的結合である中立条約案が、一九四〇年五月一二日の関係者会議で決定した。そして、東郷茂徳駐ソ大使に訓電されたが、東郷は情勢の変化から中立条約ではなく不可侵条約の提議を主張する。しかしながら、政府によつてなお中立条約提議の訓令執行を命じられた東郷は、独自の提案をモロトフ外相に口頭で行った。重大な点は、東郷案では第一条後半に「双方ハ平和的親善関係ヲ維持スベク互ニ領土的保全ヲ尊重スベキコトヲ言明ス」という文

句が追加されていることであつた。<sup>(6)</sup>

細谷千博氏や工藤美知尋氏は五月一二日の会議決定だけでなく東郷案までも「中立条約」としているが、東郷案は第一条後半の追加により、名称はどうであれ実質的には不可侵条約を意味するものではないか。その点で、東郷は訓令違反を犯したと思われる。実際、モロトフ外相は「日本の提案は、中立条約にとどまらず、実質上不侵略および敵対的な国家結合への不参加を約束する条約として了解する」(八月二四日)<sup>(7)</sup>と回答している。とまれ、モロトフ外相は、日本提案の原則的受諾を言う一方で、代償として北樺太の石油・石炭利権の解消を求めた。

さて、日本国内で外相が松岡洋右に代わると、彼は次第に四国協商論に自信を深め、その観点から独ソ不可侵条約と趣旨を等しくする不可侵条約を日ソ間で結ぶことに考えを変えて行く。そして、一〇月三〇日、建川美次新駐ソ大使は日ソ不可侵条約の提案を行った。条約案の第一条は「両締約国ハ相互ニ其ノ領土権ヲ尊重シ他ノ一方ニ対シ単独ニテ一若ハ二以上ノ第三国ト共同シテ一切ノ侵略ヲ為サザルコトヲ約ス」というものであつた。<sup>(8)</sup>

ドイツの仲介にもかかわらず、ソ連は日本による利権解

消が日ソ不可侵条約の前提条件であるとの立場を崩さず、逆にモロトフ外相は、十一月八日、「ソ連の世論は失地回復を伴わない不侵略条約は想像することができない。ところで南樺太や千島を問題とすることは日本側で適当と見なさないであろう。そこでこの際は中立条約について交渉するを妥当とする」として中立条約を提示した。確かに、ソ連側提案の第一条は「両締約国ハ平和及友好関係ヲ維持シ且相互ニ領土保全ヲ尊重スベキコトヲ声明ス」となっており、日本側提案の後半部が削除されていた。それに対し、松岡は逆に北樺太買収の提議を建川に訓令し、結局日ソ交渉は行き詰まることとなる。<sup>(9)</sup>

このような対立の構図は、翌一九四一年の松岡訪ソの際にも繰り返す。しかし、対立の核心は、北樺太の利権解消問題であつて、不可侵条約か中立条約かの対立でなかつたことは、第二回目の松岡・モロトフ会談で松岡があつさり中立条約を認めたことからわかる。対立の核心たる利権解消問題については、結局、「北樺太利権の解消 (liquidation) に関する問題を数ヵ月以内に解決すべく努力する」旨の書簡を松岡がモロトフ宛てに提出することで合意した。<sup>(10)</sup>

四月一三日、日ソ中立条約が締結、発表された。条約の

第一条では両締約国領土の保全・不可侵を、第二条では第三国からの軍事行動の対象となった場合の中立を、第三条では条約が批准された日（ちなみに四月二十五日に批准）に発効することとその有効期間を、それぞれ規定していた。また、付属の共同コミュニケでは、日本はモンゴル人民共和国の、ソ連は満州帝国の領土保全・不可侵を尊重し合うことが決められていた。

さて、今まで説明して来た通り、第一条は基本的にはモロトフが一九四〇年一月十八日に提議した中立条約を継承したものであるため、通常、日本は譲歩して不可侵条約の提議を引っ込め、中立条約に同意したとされる。しかしながら、この日ソ中立条約は果たして中立条約と言えるのであるうか。著者は、条約第一条「領土保全」の字句の次に「不可侵」の字句が挿入されていることから、日ソ中立条約は実質的には不可侵条約であると考える。

それでは、ソ連がなぜ、実質的には不可侵条約の内容にもかかわらず、「中立条約」の名称にこだわったのであるうか。それは、実は中ソ不可侵条約（一九三七年）の極秘口上書のためであった。従来の研究でも、中ソ不可侵条約本文の、「第一条 もし条約締約国の一方が、または二以

上の第三国からの攻撃を受けた場合、条約締約国の他方は、紛争が続いている全期間、その第三国または第三国群にいかなる直接または間接の援助も与えず、かつ、攻撃した国または国群によって攻撃を受けた側に不利益になるように利用される可能性のある、いかなる行動または協定も差し控える義務を負う」という条文は知られていた<sup>11</sup>。しかし、新たに公開されたロシア外務省機密文書によると、中ソ不可侵条約締結の際、本文とは別に極秘口上書が取り交わされたことが分かる。次にそれを引用する。

口頭声明は極秘であり、公式にも非公式にも断じて公開無用である。

本日、不可侵条約の締結に当たり、ソビエト社会主義共和国連邦の全権代表は、自国政府の名において、中華民国と日本が正常な関係を公式に回復するまでの間は、ソビエト社会主義共和国連邦は日本といかなる不可侵条約も締結しないことを声明する<sup>12</sup>。

極秘口上書によると、条約第二条は「日中戦争の期間中、ソ連は日本と不可侵条約を結ばない」というより厳密な意味のものであることになる。すなわち、ソ連にとって、「名称」が中立条約か不可侵条約かということは大きな意

味を持っていたのである。しかし、名称が中立条約とさえなれば、実質的には不可侵条約である条約をロシアが結ぶことは、従来の流れから理解可能であると思う（ただし、スラヴィンスキーは「つまり、ソビエト連邦が日本と結ぶことが出来るのは中立条約でしかなかった」と述べて、それが名称上でのみのこだわりであったとまでは述べていない<sup>(13)</sup>）。

そのような意味で、共同コミニケで規定された日ソによるモンゴル人民共和国・満州国の相互承認とあいまって、日ソ中立条約は、一九三二―三三年にソ連が日本に求めてきた日ソ不可侵条約が形を変えて結実したものと考えられる。実際、『木戸日記』<sup>(14)</sup>四月十三日では「ソ連と不可侵条約締結」と書かれている。また、周仏海（中央儲備銀行総裁）も、傀儡政権の幹部として国際関係に敏感なためか、的確にも次のように日記に書いている。「昨日、松岡はソ連で日ソ中立条約に調印したが、その内容は不可侵条約に相当する。条約に即して厳密に解釈すれば、ソ連は中国に対する援助を中止しなければならず、これは日本外交の一大成功である。同時にソ連の対中態度も明瞭になってきたが、共産党がこれに如何なる対応をするかは不明である」（『周

仏海日記』<sup>(15)</sup>四月一四日）。

さらに、日ソ中立条約締結に当たり、日本が譲歩として認めた利権解消についても、周知の通り、既に前年において陸軍の一部では放棄論が有力であつて、必ずしも死活的<sup>(16)</sup>内容のものではなかった。『畑日誌』でも、阿南惟幾から聞いた情報として、「松岡出発前軍務局あたりには、北樺太の利権は放棄するも可なりといふ如き意見ありたる如きも、此の如きは当方より切出すものにあらず、止むを得ざれば北樺太の石油を多量（百万屯）当方に引渡し、之をソ側にて実行したる暁に之をソ側に返却することは可なるべしとの意見を、陸相より松岡に申出たることはありとのことなり」と記している（『畑日誌』四月一六日）。

以上のように、日ソ中立条約は実質的には日ソ不可侵条約であり、かつ条約締結のために日本が譲歩した内容も死活的なものではないと考えた場合、当時、日ソ中立条約の締結が日本外交の勝利として各国に与えた衝撃は、後世の私たちが考えるほどは小さくなかったと考えられる。

まず、日本側では、確かに畑のように「近時日ソ条約等により内地人心一般に弛緩したる如く、近衛内閣も一向に迫力なく困つた次第なり」（『畑日誌』五月一八日）とソ連

外交の術策を警戒する向きもあったが、畑の日記から窺われるように、一般には安堵感が広まったと推察される。近衛文麿首相も「これでやっと安心した。……松岡という人はエーブル〔有能〕な人だ」と喜んだのであった。<sup>17)</sup>

この点では宇垣も変わりがない。宇垣の日ソ中立条約に対する直接的な言及はないが、間接的には窺いうる。すなわち、独ソ開戦に際し「日蘇間には双方の安心し両立し得る妥協点あるも、独蘇間には之を発見することは至難也」(『宇垣日記』八月二〇日)と述べているように、日ソ中立条約が少なくとも独ソ不可侵条約ほどは不安定なものと捉えていなかったことがわかる。かつ、「日支事変の処理は英米蘇の対日敵性問題の処理が先決」と考える宇垣は、日ソ中立条約が日中戦争の処理に向けて一歩前進と考えたことであろう。実際、宇垣は当局も最近になってこれを感じするに至ったと評価していることに、そのことが窺われる(『宇垣日記』五月二五日)。

他方、ソ連側にとって、日ソ中立条約がドイツと日本の両国と戦うのを回避する上で大きな意味を持ったことは、従来からよく言われている。さらに、日ソ中立条約は日ソの中立規定に留まらず、ソ連の満州国承認と同時に、日本

のモンゴル人民共和国への不可侵を規定していた。その意味で、日本の満州国支配を認める代償に、ソ連のモンゴル人民共和国支配の安全を確保したとソ連政府は受取ったことであろう。それは、「外蒙にてはラヂオにて盛に日ソ中立条約の効果的なるを放送しありと」(『畑日誌』四月二三日(二七日))という記述に表われている。

さて、日ソという条約締結国以外の国に日ソ中立条約はいかなる影響を与え、それを日本側がどのように認識し、そしてその第三国に対してどのような態度を採ったのであろうか。以下、中国(重慶政府)、汪兆銘政権、アメリカと順を追って見てみる。

## 二 重慶工作

日ソ中立条約は重慶政府の支配層にも当惑と不快感を呼び起こし、反ソ宣伝活動が強まることになる。四月一五・一六日付の『大公報』に掲載された社説は、ソ連が日本と中立条約を結び、日本の侵略者がイギリス・アメリカと戦うために好都合な条件をつくりだしたと非難した。続く四月一九日、ソ連大使との会談で蒋介石は、この社説は日本

国民と中国知識人に共通する気分を反映していると主張し、日ソ中立条約締結の報道を聞いた中国国民と軍はショックを受けたと述べた。また、いわゆる国民党左派でさえ、于右任と馮玉祥を除き、日ソ中立条約に異議を唱えた。例えば、孫科は「ソビエト連邦は西部で行動の自由を得るために、東部での安全を保障する目的で、この条約を結んだ」と語っていた。<sup>(18)</sup>

アメリカは中国の動揺を防ぐため、四月一八日、ローズベルト大統領が援蔣物資のアメリカからの積み出しを言明するとともに、二五日には五〇〇〇万ドルの法幣安定資金供与を決定した。<sup>(19)</sup>

それでは、このように衝撃を受けた重慶政府に対して、日本はいかなる対応を採ったのであろうか。先ず、日ソ中立条約締結直前の重慶工作の状況を述べると、松岡・錢永銘工作が細々とながら関係者の間で続けられていたことが『畑日誌』からわかる。松岡・錢永銘工作とは前年の一九四〇年に行われた工作であり、西義顕（満鉄南京事務所長）と張競立（元鉄道部財務司長）との接触から始まり、張の斡旋で浙江財閥の重鎮・錢永銘（交通銀行総経理）を携えて、西は松岡外相に重慶との直接交渉を求めた。結局、松

岡はこれを受け入れるとともに、錢との交渉には大使館参事官の田尻愛義を起用し、松岡の要請を受けた船津辰一郎（上海特別市政府顧問）と周作民（金城銀行総経理）もこの工作に加わることになる。香港での交渉は一〇月下旬より本格的に開始され、重慶の使者として張季鸞が飛来するが、十一月二八日の大本営・政府連絡会議で予定通り三〇日に日華基本条約の締結と汪政権承認を行うことが決まり、挫折してしまう。<sup>(20)</sup>しかし、錢工作挫折後の一九四一年前半においても松岡は重慶工作をあきらめておらず、田尻・山崎靖純（経済評論家）などを用いて重慶との連絡を求めていた（『畑日誌』五月八日）。

また、及川源七陸軍中将（興亜院華中連絡部次長）が和平工作に従事し、四月三日、蔣伯成（蒋介石駐上海海軍代表）の代表（と称する者）との間に覚書を調印したこともわかる。及川工作の和平条件と推定されるものが、『木戸日記』四月一四日に記載されているので次に引用する。

停戦——和平交渉——要地駐兵——軍事同盟三国条約、防共協定に加盟——租界返還——経済開発、日支合併——南方問題は秘密に協調——汪政権との問題は国内問題として解決

及川工作はその都度、支那派遣軍総参謀長の板垣征四郎を通じて畑に報告されるのだが、これに対し、畑は「聊か眉唾ものなるも出来れば勿怪の幸ならん」との感想を漏らしている（『畑日誌』四月五日）。及川や陸軍大臣の方は自信を持っているのか、重慶工作の及川工作への一本化を図るとともに、工作の内容を首相・陸相を通じて天皇の耳にも入れるのだが、畑の方は、蔣伯誠側が和平条件への「確答」と蔣自身の日本側代表への面会を引き伸ばしていることから、「これも何だかあやふやの当にならぬことなり」と冷静に判断している（『畑日誌』五月一七・一八・一九・二四日）。実際、工作は失敗したと考えられる。

さらに、他の重慶工作として、及川の前任の興亜院総務長官心得兼政務部長である鈴木貞一が陳布雷（蔣介石侍従室主任）に対して行っていたものが挙げられる（『畑日誌』五月八日）。

しかしながら、日ソ中立条約締結の直前には、日本の重慶工作に対する熱意は全般的に低下していたと言つて良い。松岡・銭永銘工作に携わった田尻や山下亀三郎は、その成功の見通しに対するニュアンスを異にしつつも、蔣介石がアメリカに制せられて本心を吐露出来ないと判断する点で

は一致していた。特に田尻は「〔注〕蔣介石は」米に制せられて和平は到底望みなきを以て汪政権を強化するの外なし」とまで語り、重慶工作が全く頓挫している状態を述べている（『畑日誌』四月九・一二日）。

それが、日ソ中立条約締結以後となると、再び重慶工作への期待感が高まることになる。上京した青木一男（中華民國国民政府行政院全国経済委員会最高顧問）の報告によると、「日ソ中立条約の成立により重慶工作の進捗を見越し、政府及軍部に於て国民政府強化に熱がさめたる様なり」と（『畑日誌』四月・九日）言うように、日ソ中立条約の成立による重慶工作への期待感の高まりと、その裏返しとして汪兆銘政権への期待感の低下が見られた。また、一ヶ月前には和平工作を絶望視していた田尻も「重慶が即座に講和する可能性はあり、米国は非常に苦しいので、日本に妥協を求めに来るだろう」と、再び重慶工作に望みをつなげるようになる（『周仏海日記』五月一〇日）。

しかしながら、「孔祥熙はどれが本当の手か迷ひある出」〔『畑日誌』五月八日〕というように、重慶工作が複数のルートでバラバラに行われ、統一が取れていない点は従来通りであった。政府中央でも重慶工作の一本化と中央による統



制の必要性を認めつつも、「目下中央にては何等の策案なし」(『畑日誌』四月二四日)という状態に陥っていた。

さて、話をまた重慶政府に戻すと、日ソ中立条約に衝撃を受けたことが即、対日和平につながったのであろうか。それまでには至らなかった。なぜなら、「アメリカが中国支援を表明し、日本軍も前進する力を持っていない時に、どうして重慶が和平に転ずることがあろうか。日本人の中国認識はあまりにもお粗末である」(『周仏海日記』四月一九日)と周仏海が指摘したように、日本側は日ソ中立条約の成立により重慶政府が即、音をあげると考えたからであった。『畑日誌』六月一二日に挙げられている蒋介石が示した日支和平談判の先決条件は、日本軍の自発的撤兵や各種の偽組織(傀儡政権)の自発的解消を始めとするものであって、重慶工作で日本側が目指した条件とは遥かに開きがある。このことは重慶で蒋介石と会談したスチュアート(燕京大学学長)の談話、すなわち「蔣には現在のところ和平をする意向はなく、世界戦争の総終結を待つて中日問題を解決する考えとのこと」という記述にも表われている(『周仏海日記』五月七日)。

### 三 汪兆銘の訪日問題

汪兆銘は「永久の和平、中国の独立に対する信念確立するにあらざれば之れ以上同志を獲得すること困難と考へ」、その結果、「国府が到底満洲国の轍を履むにあらずやとの懸念」、すなわち汪政権が満洲国のように傀儡政権に終わってしまうことを焦慮していた(『畑日誌』四月一九日)。「今の様な生殺しは困るとまで極言」した汪兆銘は、訪日して近衛首相・松岡外相その他要人との会談を希望した(『畑日誌』四月二三日)。この希望に対し、現地の支那派遣軍や本多熊太郎全権大使(汪政権特派)も止めようがなく(『畑日誌』四月二二・二三日)、汪の希望は近衛臨時外相に伝えられた。

近衛首相兼臨時外相は、訪日により汪兆銘政権が重慶側から日本の傀儡視されるとして、面談に消極的であった(『畑日誌』四月一八・一九日)。汪政権が傀儡視されるのを嫌がったのは、重慶政府による非難を引き起こすことで、重慶との直接交渉の妨げとなるのを恐れたためだと思われる(『周仏海日記』六月二二日)。それは、汪政権の樹立による和平の達成が失敗に終わり、「近頃日本の国民政府援

助の熱がさめ汪の存在が和平を妨害するといふ声が日本内地にある」(『畑日誌』四月三日)という記述からも窺われる。すなわち、日本は、傀儡政権であるが故に汪政権に対し強大な権限を付与するのを出し惜しみする一方(周仏海は「日本人は何事につけ手を緩めたがらず、中日の経済協力は誠に悲観すべきことである」と述べている、『周仏海日記』四月五日)、強大な権限を付与しないために弱体であることをもって汪政権は和平に役立たないと侮蔑したのであった。弱体な汪政権への嘆息は、汪政権内部の軋轢・抗争の指摘にも窺われる(『畑日誌』四月四日、六月三(四)日)。

そして、汪政権強化熱の冷却化は日ソ中立条約の締結によりますます昂進し、前述の如く、「日ソ中立条約の成立により重慶工作の進捗を見越し、政府及軍部に於て国民政府強化に熱がさめたる様なりと」(『畑日誌』四月九日)という状態になる。すなわち、日本政府・軍部には、日ソ中立条約の締結がソ連の対中支援を遮断し重慶政府が窮地に陥るために、対重慶直接工作がうまく行くかもしれないとの期待を高め、そのことが裏返しとして汪兆銘政権の厄介視につながるのであった。

さて、汪兆銘は訪日のうえ日本政府へ要求をぶつけることを希望するが、その要求を理解するには当時汪政権が置かれていた状況を知る必要がある。

中支那振興株式会社傘下の基幹産業は、形式の上では中国側の出資比率を五一%とする日中合弁企業とし、中国人理事長が就任するが、実権は日本が握り続けていた。民族資本の帰趨に最も影響があったのが、上海・南京を含む江蘇・浙江・安徽三省で二百数十に上るといわれた、軍管理工場の返還問題であった。一九三九年六月の汪の訪日時、要求により、日本側も政権成立後中国側業主に返すことを約束するも、実際政権が成立した後も、現地の支那派遣軍総司令部は小規模な工場の返還には同意したもの、規模の大きい工場については買収ないし日中合弁を強要し、汪政権を悩ましていた。<sup>21)</sup>

汪政権にとってもう一つ頭の痛い問題が、日本軍による物流支配、経済封鎖の問題であった。『周仏海日記』を見ると、日本軍の食糧統制について「原則の上では統制権を返還したことになるが、制限を無限に加えているので返還していないに等しく、日本人のやることは往々にしてこの通りである」(『周仏海日記』一九四〇年五月五日)

とか、アヘンおよび中国における重要な税収入源である塩について、「日本はこの二つの件について、一貫して全権を中国に渡そうとせず、事あるごとに牽制し、あれこれ掣肘し、とりわけ塩務については苛斂誅求を極め、憤慨せざるを得ない」(『周仏海日記』一九四一年一月二三日)とか言った記述が随所に見える。<sup>22)</sup>

このような汪政権の抱える諸問題を解決するため日本政府に要求すべき内容については、周仏海が原案を作成し、汪兆銘が内容を緩和する形で出来上がった。それは、日本軍の作戦に支障のない範囲で、日支合弁会社の調整・物資流通統制の緩和・家屋の返還を実現し、また汪政権の各級地方政府に対する統制力を強化するなど、一言で言って汪政権の強化策であった(『畑日誌』五月一六日)。特に前者の要求は、日本の経済把握が戦後においても継続し、中国の経済が永久に日本の独力統制下に立つとの観測から、中国の第二の満州国化を汪政権が憂慮したがためであった(『畑日誌』四月一九日)。

汪兆銘は六月二三日に訪日の旅に出ることとなる。

#### 四 日米関係

日ソ中立条約の成立を、グルー駐日大使やニューヨーク・タイムズは日本の外交的成功と評価した。ハル國務長官は一四日の定例記者会見でこの問題にふれて、「中立条約の意義は過大評価されている。この協定は日ソ両国間にすでに存在していた状態を文書にただけでなんら驚くに当らない」と述べるが、アメリカ政府当局が日ソの接近にショックを受けたことは間違いなかった。<sup>23)</sup>日ソ中立条約の締結は米ソ関係の著しい冷却化をもたらし、アメリカは対ソ経済圧力を強化した結果、一九四一年上半期の終わりまでにはソビエト・アメリカ間貿易はゼロに近づくことになる。<sup>24)</sup>

また、中国の動揺を防ぐために、四月一八日、ローズベルト大統領は援蒋物資のアメリカからの積み出しを言明するとともに、二五日に五〇〇〇万ドルの法幣安定資金供与を決定した(前述)。

他方、日ソ中立条約締結とは無関係に、この頃メリノール派のジェームズ・ウォルシュ司教、ジェームズ・ドラウト神父と井川忠雄(産業組合中央金庫理事)、岩畔豪雄(陸軍省軍務局軍事課長)の間で日米打開に向けての私的

会議が行われていた。この会議は、ウォーカー郵政長官ないし野村吉三郎駐米大使をも巻き込んで行く。そして、この動きを背景として、井川やドラウトらは日米諒解案を作成するに至る。

それでは、日ソ中立条約を受けて、日本はアメリカに對しどのような態度を採ろうとしたのであろうか。条約締結直後の四月十七日に到着した日米諒解案に對し、これをアメリカ政府の案だと誤解した天皇や近衛首相を始めとする政府・軍部が大きな期待を掛けたことは有名である。「こゝう云ふ風になつて来たのも考へ様によれば我国が独伊と同盟を結んだからとも云へる、総ては忍耐だね、我慢だね」と天皇が述べたことからわかるように、意外にも有利な日米諒解案が届いた要因が三国同盟の力に歸せられたにせよ、<sup>25</sup>四国協商論の一環である日ソ中立条約の締結もその要因の一つであつたと推定してもさう突飛な推測ではないであらう。ただし、本論ではよく知られている日米諒解案をめぐる日米交渉はおき、日米交渉の内容を直接には知り得ない人たちの反応を追いたい。

五月十八日、ハル國務長官がラジオ演説で戦後平和基本原則五項目を發表し、<sup>26</sup>それが「東京日日新聞」では二〇日

付の夕刊（発行は前日）に掲載された。ハルは、枢軸国が勝利を得ることは奴隷關係を再び作ることだとし、イギリスへの援助を呼びかける。なぜなら、枢軸国の世界支配にとつて公海の支配権は不可欠なものであるので、孤立主義はアメリカ自体の死活的危機を招くからである。そして、ハルは戦後の世界經濟の再建計画について、次の五点を挙げる。「一、通商制限を強化するが如き極端なる国家主義は許さるべきでない。二、國際通商關係においては無差別を原則としなければならぬ、かくてこそ國際通商は繁榮に赴くであらう。三、原料資源はあらゆる国に無差別に供給されねばならない。四、物資の供給を規正する國際協定をなすに當つては消費国及びその國民の利益を十分に保護するやう取計らはねばならぬ。五、國際的財政問題の協定及び施設をなすに當つてはあらゆる国の必要欠くべからざる企業とその發達のため援助を与へるやうにし、あらゆる国の福祉に適合するやうな方法をもつて支払をさせねばならぬ」。そして、最後にハルは、アメリカが最初になすべきことは武力を鎮圧することであり、その後初めてアメリカも他の国も開放的な經濟協力の世界を作り得るのだ、と結んでいる。ハルの演説を一言で言つと、枢軸国の勝利

は自由な通商政策を踏みにじるとして非難し、自由貿易を守るためにも先ず武力を鎮圧する必要を唱え、さらに戦後の経済秩序として自由主義経済を可能とする条件を列挙したものであった。これは、第二次世界大戦後のブレトン・ウッズ体制が予見出来る内容である。

これに対し、宇垣は、「概して我意を得て米国の軍備充実が活人剣として働くのではないかとの余の観測に適合し来る如き気持ちもする。矢張り一葉落ちて天下の秋を知るの感あり矣」(『宇垣日記』五月二〇日)との感想を漏らす。宇垣は自由貿易を主張するが故に首肯し、アメリカの軍備充実が武力を鎮圧し通商の自由をもたらずがために逆に日本にとっても有利であるかもしれないという、当時の日本人としては極めて特異な見方をしていたことがここから窺える。

この点で、続いて「東京日日新聞」二〇日朝刊に掲載された社説「ル氏の夢想する通商自由」の論調の方が一般的であろう。同社説は、イギリスの自由通商主義に反対してきたアメリカが、また日本に対して通商条約を破棄したアメリカが、さらに南米諸国を籠絡してブロック強化を計りつつあるアメリカが、イギリス的自由通商主義の祖述者た

ろうとするのは筋違いの相続権を要求するような感じがする、として、逆に今次の戦争の責任を「持ちすぎた英米」自身に帰している。しかしながら、それ以上に、そもそもハルないしルーズベルトの演説が賛意にせよ反発にせよ強い反応を日本人に引き起こさなかったと言った方がいかもしれない。例えば、「東京朝日新聞」はちようどこの頃起きた阿部定事件を大きく扱っており(五月一九〜二一日)、そもそもハル長官の演説が全ての新聞に掲載されるほど耳目を集めたわけではなかった<sup>27</sup>。

それよりも畑俊六や周仏海がそうであるように、日本が日中戦争の仲介をアメリカに求めているという記事の方が大きく注目を惹いたようである。五月一六日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は東京特派員ニューマンの東京一六日電話として、「東京ハ米国ニ対シ日支戦争ノ調停ヲ求メツツアリ」という表題の下に記事を掲載した。これは、日米諒解案の内容が漏れたものであった。さらにニューヨーク発タス通信を通じて一八日のプラウダ紙に、さらにプラウダ紙の内容が一八日のテレグラフ、メール紙(両紙ともイギリス)、一九日夕刊から二〇日朝刊にかけて上海の各紙に掲載されたため、アメリカだけでなく、イギリス・

中国そしてドイツにおいても反響を呼んだ<sup>28</sup>。これは偶然のことだが、五月二〇日付「東京日日新聞」のハル國務長官の演説記事のすぐ下の段にこの記事が書かれていて、日米諒解案の内容については伝えていないものの、アメリカ外交界で大きな反響を巻き起こしたことを報じていた。

特に中国では、重慶政府が、日本のアメリカに対する調停要請の記事は日本の宣伝であつて、中国は日本が中国本土及び満州から一兵残らず撤退するまで絶対に和平をしないと表明し、それが新聞に掲載された<sup>29</sup>。周も記事の信憑性を疑う点では重慶政府と一致しつつも、重慶政府の言う徹底抗戦は「長引けばそれだけ、失地が多くなり、日本兵の駐留する数も増えるのである」と批判していた（『周仏海日記』五月一九・二〇日）。他方、畑は「此数日米外国側より頻りに宣伝せられ、華字新聞にも掲載されたるを以て一応之を否定する情報部長談を發表し、尚中央の注意をも喚起し置けり」（『畑日誌』五月二二日）と情報漏洩の観点から否定するが、逆に記事の反響の大きさが推察される。

この後も、実際にハル國務長官と野村吉三郎駐米大使との間で日米交渉が行われていることもあつて、日本がアメリカに日中戦争の仲介を求めつつあるという「和平説」が

新聞を通じて世界的に流布することとなる。六月六日には、ローズベルト大統領は新聞記者会見において、伝えられる和平説に関し「何等知ル所ナキ旨及ヒ大使ト長官トハ折々会見セルモ普通ノコトニテ本件トハ関係ナキ旨」を答え、アメリカの極東政策が不変であることを声明するほどであつた<sup>30</sup>。

しかし実際の日米交渉では、四月二二日、モスクワから帰国した松岡外相が自分を差置いて日米交渉が行われたと感情的に反発、五月二二日、日米諒解案のうち日本からの譲歩的な部分を削除した対案を出す。五月三十一日、ハル國務長官は日本側対案への中間回答を野村大使に渡し、さらに六月二一日、正式回答を送る。そこにはハルのオーラル・ステートメント（口上書）が付されており、名指しこそしないものの松岡が外相である限り交渉の妥結は困難であると書かれていたため、松岡は激怒して受領を拒否するほどであつた<sup>31</sup>。ここに至つて、日米諒解案をアメリカ政府案と考え、三国同盟・日ソ中立条約の結果アメリカが宥和的になつたという理解が誤解であつたことが日本政府にもわかつた。しかし、政府上層部ですらアメリカが原則を捨てていないことに気付いたのが六月時点であるとすれば、それま

でに松岡を除く日本政府・軍部が日米諒解案に抱いた期待は、日米諒解案を報じた「和平説」同様のレベルに留まっていたと言ふことが出来る。

その意味で、「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」、日本がアメリカに日中戦争の仲介を求めつつあるという「和平説」は、実態から大きく遊離して一人歩きしていたと言えよう。

## 五 独ソ開戦

六月二三日、独ソが開戦した。四月から五月にかけて独ソ戦が切迫しつつあるとの情報に接しながら、政府・軍部の中では独ソ開戦を信じない（ないし信じたくない）者が多かったという話は有名である。畑も「独は大軍を国境に集中しありたるが、英米側の宣伝のみと感じたりしが稍意外の感あり」と、その驚きを率直に表わしている（『畑日誌』六月二三日）。

他方、宇垣は、「独蘇の両立し難きは殆んど宿命的と申すべく之れが握手するのは一時の権宜の手段にして永続はすまいと思ひ居りしが、果然問題は来るべき所へ到達したりしなり」（『宇垣日記』六月二三日）と大して驚いていな

い。さらに、独ソ開戦後の事態についても、宇垣は、ドイツが大局的にはじりじりと窮地に陥ると予想する点でユニークであった（『宇垣日記』六月二五日）。

それでは、独ソ開戦に伴い、三国同盟と日ソ中立条約を同時に締結している日本はどうすべきであると、宇垣は考えたのあろうか。

もともと、宇垣は、ヨーロッパで第二次世界大戦が勃発していなながら、未だ日本が三国同盟を締結していない昭和十五年七月時点では、「日本の対外環境に於ける客観的状況は現在頗る良好である」と考えていた。なぜなら、イギリス・ドイツにアメリカ・ソ連が加わって（ソ連が加わるのは独ソ不可侵条約に基く友好関係を念頭においているため）、日本を除く世界のパワーが全部欧州大戦に加わり「国力を費耗」してくれることを期待していたからである。それは次のような一文に表われている。「欧洲第二次大戦は愈々本格的に英独の一騎打ちの角逐となれり。両国が喰ふか喰はれるか興か亡かの関頭に接近し来れり。日本としては英独共に戦ひ疲れて両虎共倒れとなり米露も其お相伴を喰ふて国力を費耗して呉れることは望む所である。従つて各種の我対外政策は差当り此の基点より発すべきである」

〔現下の情勢下に於ける国策の基点〕。よつて、宇垣は、日本がそのフリーハンドを捨てて、三国同盟条約を結んだことに批判的であつた。<sup>(32)</sup>

この点は、翌・九四・年でも変わりが無い。「自由意思によりて我対外政策を定むることの出来ぬのは国力の衰弱の標識である！」（『宇垣日記』五月八日）と考ふる宇垣にとつて、三国同盟は日本の行動の自由を束縛するものであつた。また、抜け目のないドイツ人への警戒感を持つ（『宇垣日記』六月九日）宇垣は、ドイツがアメリカによるドイツ・イタリヤ・デンマーク商船の抑留を黙認していることから、「略独逸側の真意は察知し得る」と言う（『宇垣日記』四月三日）。これは、日米開戦の際、ドイツが三国同盟を裏切つて対米開戦を行わないのではという予想を指すものと思われる。このように、宇垣にとつて三国同盟とは、日米開戦の際にはドイツは対米開戦を行わず、逆にドイツの戦争拡大の際には日本が戦争に引きずり込まれるという、一方的に日本の行動を束縛する条約であつた。

よつて、宇垣は、政府が静観的態度を採ることに決めたことを評価する一方、それが無為の静観ではなく、有為の静観であることを期待した。すなわち、「手柄立て主義で

政府は国際間の花形、持て役者たる地位を急いで進んで放棄」してしまつたが、その早まつた軽拳を悔い、今度は好機を逸しないことを切望したのであつた（『宇垣日記』六月三〇日）。

## 六 汪兆銘訪日の結果——結びにかえて

汪兆銘は六月二三日から二八日にかけて訪日を行なうが、独ソが開戦したのはまさにその間のことであつた。汪自身は独ソ開戦をとても心配し、かつ独ソ開戦を機に国共対立は解消するとの予想をしていた（『畑日誌』六月三〇日）。

しかし、日本政府にとつては、三国同盟と日ソ中立条約との矛盾をいかに解消すべきかに関心が集中して、日中戦争をいかに解決すべきは第二義的関心となつていたように感じられる。よつて、独ソ開戦にもかかわらず、日本の対重慶政府・汪政権政策が劇的に変化したわけではなかつた。近衛は汪兆銘の言う東亜連盟構想に対し冷淡にも、「御国だけにて御やりなることは一向構はざることなり、只日本内地にては大小二、三百に余る興亜団体あるを以て之が統制に今折角努力しある次第なり」と突き放した。他方、精



神右翼との関係が密接ということもあってか、近衛は頭山満を通じた重慶工作には「それは結構なり」と賛意を表することになる（『畑日誌』六月三〇日）。

それでは、汪政権による日本政府への要求はどうなったのであろうか。日本は汪兆銘の訪日に際し三億円の借款供与を発表した。また、八月に日本は、日華双方による中央・地方の物資統制委員会設置、占領地域内の移動制限緩和等を約束した。改訂された新取締規定は米・麦・綿糸布・塩・砂糖・石鹼・茶などの日常生活物資について「自家用」としての搬出入を認めていたが、その量は米二kg、綿布三ヤール、塩一斤、石鹼六個という程度のもので、基本政策の変更はなかったのであった。また、日華双方による中央物資統制委員会の設置と言いつつも、委員長・幹事長は全て日本軍が占め、委員会は一回開かれただけであり、毎月一回の幹事会も中国側の参加者は一人だけという有名無実のものであった。<sup>(33)</sup>

このように、独ソ開戦は重慶工作の断念、汪兆銘政権強化への政策転換をすぐにはもたらさなかった。すなわち、独ソ開戦以後も日本の対重慶政府・汪政権政策が劇的に変化したわけではなく、その意味で独ソ開戦後も日本政府は

「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」に見た夢の中にまどろんでいたと言える。しかしながら、日中戦争を解決しうる日米関係の方では、「日ソ中立条約と独ソ開戦の間」に見られた「和平説」自体が実態から遊離していることに、日本政府は独ソ開戦直後（ハルの正式回答が提出されたのは独ソ開戦の前日）、気付かされることになった。

注

(1) 宇垣一成『宇垣一成日記』第三卷（みすず書房、一九七一年）。以後、日記は頁数ではなく、日付をもって表記する。

(2) 畑俊六『陸軍 畑俊六日誌』（みすず書房、一九八三年）。

(3) ポリス・スラヴィンスキー著 高橋実・江沢和弘訳『考証日ソ中立条約——公開されたロシア外務省機密文書』（岩波書店、一九九六年）。

(4) 金英淑「満州事変以後の国際情勢と日ソ不可侵条約締結問題」(修上論文、一九九八年東京大学大学院人文社会学系研究科に提出)。細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約（一九三九年～一九四一年）」(日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第五卷 三国同盟・日ソ中立同盟』朝日新聞社、一九六三年)二二七～三〇頁。同論文は、後に細谷千博『両大戦間の日本外交』（岩波書店、一九八八年）に収められた。

- (5) 細谷前掲論文：三〇～六頁。
- (6) 細谷前掲論文：三六～五四頁。王藤美知尋『日ソ中立条約の研究』（南窓社、一九八五年）七～四頁。
- (7) 細谷前掲論文：五九頁。
- (8) 細谷前掲論文：六一～九頁。王藤前掲書八〇～一頁。
- (9) 細谷前掲論文：六九～七九頁。王藤前掲書八七頁。
- (10) 細谷前掲論文：七九～九三頁。スラヴィンスキー前掲書八六～一二頁。
- (11) スラヴィンスキー前掲書八五頁。細谷前掲論文：九六～七頁。
- (12) 「モロトフ関係文書」、スラヴィンスキー前掲書八五頁。
- (13) スラヴィンスキー前掲書八六頁。
- (14) 木戸幸一『木戸幸一日記』下卷（東京大学出版会、一九六六年）。
- (15) 周仏海著蔡徳金編村田忠禧・楊品・廖隆幹・劉傑共訳『周仏海日記』（みすず書房、一九九二年）。
- (16) 細谷前掲論文：七九頁。
- (17) 細谷前掲論文：九九頁。
- (18) スラヴィンスキー前掲書：三七～九頁。細谷前掲論文：三〇〇頁。
- (19) 世界経済調査会『日米関係重要事項・覧表 昭和十六年』（非売品、一九四二年）。
- (20) 白井勝美『日中戦争の政治的展開（一九三七年～一九四一年）』（日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第四卷 日中戦争（下）』朝日新聞社、一九六三年）二四〇～四頁。戸部良一『ピース・フィーラー 支那事変和平工作の群像』（論創社、一九九一年）三三七～八頁。
- (21) 占厩忠夫「『漢奸』の諸相——汪精衛政権をめぐる」（『岩波講座近代日本と植民地 第六卷 抵抗と屈従』岩波書店、一九九三年）一六〇頁。
- (22) 同行。
- (23) 細谷前掲論文：三〇一頁。
- (24) スラヴィンスキー前掲書：三七頁。
- (25) 外務省『日本外交文書 日米交渉——一九四一年——上卷（外務省、一九九〇年）No. 二四。『木戸日記』四月、八・二二日。
- (26) 前掲『日米関係重要事項・覧表 昭和十六年』。
- (27) 「東京日日新聞」の方は、三面記事がなく、政治・経済記事の比重が多いため、ハル長官の演説を掲載したと考えられる。
- (28) 前掲『日本外交文書 日米交渉——一九四一年——上卷No. 五七、六〇、六三、六五、六八。
- (29) 前掲『日本外交文書 日米交渉——一九四一年——上卷No. 六五。『周仏海日記』五月、二〇日。
- (30) 前掲『日本外交文書 日米交渉——一九四一年——上卷No. 七六。前掲『日米関係重要事項・覧表 昭和十六年』。『周仏海日記』六月七日。

- (31) 北岡伸「『政党から軍部へ』一九二四～一九四二」(中央公論新社、一九九九年)三七二～六頁。
- (32) 伊藤隆「宇垣・成の外交政策論―昭和・五年を中心に―」『史学雑誌』九四―二、一九八五年)六七～八、七二～三、七五～六頁。
- (33) 古厩前掲論文一六二頁。